

LIA-600 液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置検査規程

第2章 技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準

V 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号）別表第1第16号に規定する液化石油ガス用対震自動ガス遮断器に該当するものについては、Ⅲ又はⅣの技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準に定める基準に次の基準を加えたものをもってVの技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準とする。

追加基準

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
<u>A 遠隔操作機構を有するもの(第2章 I 36に定める安全機構を有するものを除く。)については、器体スイッチの操作以外によっては、ガス通路を再開させることができないものであること。</u>	<u>A 説明資料等により確認すること。</u>	<u>A B欄に掲げる方法により確認したものをもち合格したものとする。</u> ・「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。	新設	新設	新設	通達との整合
<u>B 見やすい箇所に容易に消えない方法で届出事業者の氏名又は名称、製造年月及び製造番号並びに作動後ガス通路を再開する際の注意事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。)を用いることができる。</u>	<u>B 目視により確認すること。</u>	<u>B 目視により確認したものをもち合格したものとする。</u> ・「製造年月」は、西暦により、例えば2020年7月に製造されたものであれば2007と表示するものとする。なお、ガスメーターの内部でガス通路を閉ざす構造のものについては、計量法(平成4年法律第51号)第72条第2項に基づく検定証印に表示される検定満了の年月をもって代えることができるものとする。 ・「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。	新設	新設	新設	省令別表第3及び通達との整合

第2章 技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準

第4節 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号）別表第1第16号に規定する液化石油ガス用対震自動ガス遮断器に該当するものについては、第1節、第2節又は第3節の技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準に定める基準に次の基準を加えたものをもって第4節の技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準とする。

追加基準

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
A 遠隔操作機構を有するもの(第2節2(6)に定める安全機構を有するものを除く。)にあっては、器体スイッチの操作以外によっては、ガス通路を再開させることができないものであること。	A 説明資料等により確認すること。	A B欄に掲げる方法により確認したものをもちて合格したものとす。 ・「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。	新設	新設	新設	通達との整合
B 見やすい箇所に容易に消えない方法で届出事業者の氏名又は名称、製造年月及び製造番号並びに作動後ガス通路を再開する際の注意事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。)を用いることができる。	B 目視により確認すること。	B 目視により確認したものをもちて合格したものとす。 ・「製造年月」は、西暦により、例えば2020年7月に製造されたものであれば2007と表示するものとす。 ・「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。	新設	新設	新設	省令別表第3との整合

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「器具省令」という。）別表第1第16号に規定する液化石油ガス用対震自動ガス遮断器に該当するものについては、第2章（基本型）、第3章（共通型）又は第4章（個別型）並びに該当する場合は第5章（オプション機器及び付加機能）に定める基準に次の基準を追加する。

追加基準

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
<u>A 遠隔操作機構を有するもの(第2章6に定める安全機構を有するものを除く。)にあっては、器体スイッチの操作以外によっては、ガス通路を再開させることができないものであること。</u>	<u>A 説明資料等により確認すること。</u>	<u>A B欄に掲げる方法により確認したものをもちて合格したものとす。</u> ・「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。	新設	新設	新設	通達との整合
<u>B 見やすい箇所に容易に消えない方法で届出事業者の氏名又は名称、製造年月及び製造番号並びに作動後ガス通路を再開する際の注意事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。)を用いることができる。</u>	<u>B 目視により確認すること。</u>	<u>B 目視により確認したものをもちて合格したものとす。</u> ・「製造年月」は、西暦により、例えば2020年7月に製造されたものであれば2007と表示するものとする。なお、ガスメーターの内部でガス通路を閉ざす構造のものにあっては、計量法(平成4年法律第51号)第72条第2項に基づく検定証印に表示される検定満了の年月をもつて代えることができるものとする。 ・「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。	新設	新設	新設	省令別表第3及び通達との整合

- LIA-850 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（S型）検査規程
- LIA-855 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（S4型）検査規程
- LIA-860 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（SB型）検査規程
- LIA-870 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（E型）検査規程
- LIA-875 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（E4型）検査規程
- LIA-880 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（EB型）検査規程

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「器具省令」という。）別表第1第16号に規定する液化石油ガス用対震自動ガス遮断器に該当するものについては、次の基準を追加する。

追加基準

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
<u>A 遠隔操作機構を有するもの(第2章6に定める安全機構を有するものを除く。)については、器体スイッチの操作以外によっては、ガス通路を再開させることができないものであること。</u>	<u>A 説明資料等により確認すること。</u>	<u>A B欄に掲げる方法により確認したものをもちて合格したものとする。</u> ・「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。	新設	新設	新設	通達との整合
<u>B 見やすい箇所に容易に消えない方法で届出事業者の氏名又は名称、製造年月及び製造番号並びに作動後ガス通路を再開する際の注意事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。)を用いることができる。</u>	<u>B 目視により確認すること。</u>	<u>B 目視により確認したものをもちて合格したものとする。</u> ・「製造年月」は、西暦により、例えば2020年7月に製造されたものであれば2007と表示するものとする。なお、ガスメーターの内部でガス通路を閉ざす構造のものにあつては、計量法(平成4年法律第51号)第72条第2項に基づく検定証印に表示される検定満了の年月をもつて代えることができるものとする。 ・「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。	新設	新設	新設	省令別表第3及び通達との整合